

令和5年第2回（5月）

# 川口市議会臨時会

報告事項

令和5年第2回（5月）川口市議会臨時会報告事項目次

報告第 6 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	1
報告第 7 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	2
報告第 8 号	専決処分の報告について（公用自動車によるガードレール損傷事故）……………	3

報告第 6 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和4年12月5日
- 3 事故発生場所 川口市大字安行領根岸1313番地の1先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住  
男 性 80歳
- 5 損害賠償の額 113,830円

令和5年4月4日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 7 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和4年12月6日
- 3 事故発生場所 川口市柳崎5丁目2番33号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住  
男 性 66歳
- 5 損害賠償の額 24,042円

令和5年4月4日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 8 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車によるガードレール損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和4年12月6日
- 3 事故発生場所 川口市大字安行慈林971番地先路上
- 4 損害賠償の相手方 さいたま市所在

A事務所

- 5 損害賠償の額 51,700円

令和5年4月4日

川口市長 奥ノ木 信夫